

令和7年度地域連携促進事業～募集要項～

応募期間：令和7年2月17日（月）～令和7年3月13日（木）必着

※当該募集は、令和7年度の予算の決定前に公募案内を行うものです。事業実施は、予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

事業目的

少子高齢化や担い手不足に加え、コロナウイルスの影響による地域住民のつながりの分断など、社会情勢の変化に伴い、地域が抱える課題はますます複雑化・多様化しています。このような状況においても、札幌市が持続的に発展していくためには、市を構成する地域の活性化が必要です。しかし、様々な課題を抱える地域自らが課題を解決し、活性化を図ることは難しい状況です。

このような状況の打開にあたって、NPOをはじめとする様々な活動主体と地域が継続的な連携・協働をしていくことが重要であるとされていますが、地域との接点が乏しく、連携するきっかけがないことが課題となっています。

本事業では、NPOと地域が連携関係を築くためのきっかけづくりを支援することで、協働による地域の活性化や地域課題解決につながる基盤づくりを目指しています。

事業概要

町内会などの地域で活動を始めたい・広めたい・挑戦したいNPOと地域を繋ぐマッチング支援事業です。

NPOが持つスキルやノウハウを冊子にまとめ、市内の町内会等に冊子を配布し、NPOを地域に紹介いたします。地域からのオファーに応じて、事務局（委託業者）がNPOと地域の間に入り、スムーズに派遣できるよう連絡調整等の連携支援を行うとともに、活動費についても金銭的支援を行います。

地域はマンネリ化しつつある地域活動に新たな刺激を求めていきます。スキルやノウハウを地域で活かしてみませんか！

スケジュールと事業の流れ

＜応募申込～PR 冊子の配布＞

参加申込書の提出

NPO

申請書を提出

札幌市

提出期限：令和7年3月13日（木）

審査（3月下旬）

書面審査により採択団体を決定

合否は4月上旬
発表予定



PR冊子の作成（4月中旬～5月上旬）

NPO

事務局
(委託業者)



参加申込時に提出した団体紹介ページを基に
事務局からのアドバイスを受けながら更新

PR冊子を地域に配布（6月）

市内の全町内会に配布し、参加希望の地域を募集

札幌市

配付

地域



＜地域からのオファーがあったら＞

STEP 1 地域からのオファー

地 域

札幌市



STEP 5 実施報告・補助金受取

NPO

札幌市



STEP 2 事前打ち合わせ

司会／助言などのサポート役

事務局
(委託業者)

地 域

N
マッチング

NPO

日程や活動内容を決定

※ 打ち合わせの結果、マッチングに至らない場合もあります

STEP 4 活動

地域と協力して計画した活動を実施

地 域

×

NPO



STEP 3 補助金申請

NPO

札幌市



決定!

補助金交付決定

補助内容

1活動あたり**上限5万円**（補助割合 10/10）

※1：地域からのオファーによって派遣となるため、団体ごとに活動回数は異なります。採択された場合でも地域からオファーがない場合には、活動できない可能性があります。

※2：補助金は1活動あたり5万円以内で、予算の範囲内において補助を予定しておりますので、地域からの申し込み状況などにより回数を制限する場合があります。

＜対象経費＞

補助対象経費は、補助金交付決定日から事業実施日までに支払額が確定し、かつ、支払済みの費用を対象とし、事業の実施に直接必要となる下記の経費とします。

経費項目	経費の内容・注意事項
人件費	事前打ち合わせ：1,500円/日（2人まで） 人件費：5,000円/日まで
交通費・燃料代	交通費、ガソリン代（距離に応じた基準あり）
消耗品費	文房具、食材費（例外あり）
印刷製本費	チラシの印刷料など
役務費	保険料や郵送料など
使用料・賃借料	会場使用料や物品のレンタル料など
その他市長が適当と認める経費	個別に判断する

活動要件

次のいずれも満たすこととします。

- ・非営利であること。
- ・札幌市内で行う活動であること。
- ・特定の個人又は団体等に限定した親睦若しくはレクリエーションを主たる目的としたものでないこと。
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ・公序良俗に反するものでないこと。

対象団体・応募要件

- ・特定非営利活動法人（NPO 法人）
- ・一般社団法人（非営利型）
- ・任意団体

ただし、次のすべての要件を満たさない団体は対象外とします。

- ・札幌市内に事務所を有するNPOで、活動実績が1年以上であること。
- ・地域のまちづくりに活用できるスキル・ノウハウ等を有し、町内会等の地域との連携促進に向けた取組に参加を希望するNPOであること。
- ・札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- ・札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・構成員が10人以上の団体であること。
- ・宗教活動や政治活動が主たる目的の団体でないこと。
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいい、候補者を含む。）及び政党の推薦並びに反対等が活動の目的となっていないこと。
- ・特定の政党のために利用されていないこと。
- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- ・暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。
- ・会則及び会計に係る規則等を設けていること。

応募方法

＜提出書類＞

必要書類は団体種別によって異なりますのでご注意ください。各様式は札幌市ホームページからダウンロードしてください。

札幌市ホームページ：令和7年度地域連携促進事業の参加団体募集

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/support/npo/r7tiikirenkei.html>



特定非営利活動法人（NPO 法人）

(1)	連-様式 1	参加申込書
(2)	連-様式 2	活動内容等説明書
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・活動計算書・その他必要に応じ活動内容の分かる資料 既存の団体パンフレット等（任意）
(5)	連-様式 3	納税に関する申出書

一般社団法人（非営利型）

(1)	連-様式 1	参加申込書
(2)	連-様式 2	活動内容等説明書
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・収支決算書・構成員名簿・ その他必要に応じ活動内容の分かる資料 既存の団体パンフレット等（任意）
(5)	連-様式 3	納税に関する申出書
(6)		登記事項証明書の写し
(7)		定款等の写し

任意団体

(1)	連-様式 1	参加申込書
(2)	連-様式 2	活動内容等説明書
(3)		P R 冊子の団体紹介ページ
(4)		直近年度の事業報告書（活動内容の説明）・収支決算書・構成員名簿・ その他必要に応じ活動内容の分かる資料 既存の団体パンフレット等（任意）
(5)	連-様式 4	代表者に関する申出書及び住民票の写し
(6)		規則等の写し

＜提出方法＞

参加申込書一式はメールで提出してください。パンフレットなどのメールで提出できない書類は、別途郵送又は持参により提出してください。

提出先
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階南側 市民文化局 市民自治推進室 市民自治推進課 TEL: 011-211-2964 メール: shimin-support@city.sapporo.jp
メール送信時の注意事項
①件名について 件名を「令和7年度地域連携促進事業 参加申込書の提出（団体名）」としてください。
②メール送信時のデータ要領について 本市のメールシステムの都合により、データ容量が4MBを超えるメールは受信することができないため、データ容量にご注意ください。4MBを超える場合には分割していただくか、データを圧縮するなどして送信してください。これらの対策を講じてなお4MBを超える場合にはご相談ください。
③メール送信後の電話連絡について 申請書類が提出できているかを確認するため、メール送信後に必ず電話でご連絡ください。ご連絡がなく、提出期限後に提出していたことが判明した場合でも、期限内に提出されなかつたものとして、取り扱いさせていただきます。

審査方法

＜書類審査（非公開）＞

学識経験者・地域・経済・N P O・行政の分野で構成する審査委員会において、書類審査により審査いたします。各委員の採点（50点満点）を集計した合計点が6割5分を超えたもののうち、合格点が多い団体から順に採択いたします。

＜審査項目＞

評価項目		配点
活動状況	これまでの団体の活動状況	10
スキル・ノウハウ	スキル・ノウハウがまちづくり活動につながる内容であるか	10
地域ニーズ	地域のニーズに合致したプログラムを提供できるか	10
地域コミュニティ活性化	地域住民の交流などが促進され、コミュニティの活性化が期待できるか	10
発展の可能性	地域と連携及び活動が発展していく可能性があるか	10

留意事項

- ・提出された書類等は返却いたしません。
- ・応募に要する費用については、応募者の負担とします。
- ・採択された活動内容や団体名は公表いたします。
- ・本事業は、民間事業者に委託して実施する予定です。

遵守事項

地域連携促進事業の実施にあたっては、法令及び札幌市の条例、規則、関係要綱並びに関係要領等の規定を順守していただきます。